



ぎふ保環研だより

～ 健康と環境への取り組み ～

平成 24 年 6 月

食品中の放射性物質検査について

～ 東日本産農畜水産物等の放射性物質の検査を始めました ～

岐阜県では、平成 24 年 4 月から国による食品中の放射性物質の基準値が厳しくなったことを踏まえ、県民の不安を払拭するため、県独自で食品中の放射性物質の検査を 4 月から開始しました。

● 背景

厚生労働省では、東京電力福島第一原子力発電所の事故後、原子力安全委員会により示された指標値を暫定規制値とし、それを超える食品が市場に流通しないよう出荷制限などの措置をとってきました。暫定規制値を下回る食品は、健康への影響はないと一般的に評価され、安全性は確保されています。しかし、より一層、食品の安全と安心を確保するために、事故後の緊急的な対応としてではなく、長期的な観点から新たな基準値を設定しました（平成 24 年 4 月 1 日施行）。

放射性セシウムの暫定規制値（単位：ベクレル / kg）

食品群	野菜類	穀類	肉・卵・魚・ その他	牛乳・ 乳製品	飲料水
規制値	500			200	200



放射性セシウムの新基準値（単位：ベクレル / kg）

食品群	一般食品	乳児用食品	牛乳 (乳飲料を含む)	飲料水
基準値	100	50	50	10

放射性ストロンチウム、プルトニウムなどを含めて基準値を設定

経過措置

新たな基準値は、平成 24 年 4 月 1 日からの施行ですが、食品の流通に混乱が起きないよう、準備期間が必要な食品については一定の期間、暫定規制値が適用されます。

米・牛肉 ▶平成 24 年 9 月 30 日まで 大豆 ▶平成 24 年 12 月 31 日まで

暫定規制値が適用される期間内に製造・加工された食品は、賞味期限までは流通が認められます。

暫定規制値に適合している食品は、健康への影響はないと一般的に評価され、安全性は確保されています。

● 実施内容

期間は平成 24 年 4 月 24 日から平成 25 年 3 月で当面 1 年間の予定で行います。東日本の 17 自治体で産出される農畜水産物及び加工品について県内の地方卸売市場や大手スーパーから合計で年 80 検体を採取し検査します。野菜類、果物類、魚介類及び牛乳、飲料水などについて、2 週間に 1 回、4 検体を目標に採取し検査を行います。その他、本年度は放射能汚染の疑いのある稲わらを給与した肉用牛の検査を 391 検体予定しています。

● Q & A

Q.岐阜県ではどの放射性物質を検査するのですか。

A.放射性セシウムと放射性ヨウ素について検査します。厚生労働省は、福島原発から放出された放射性物質の内、半減期が1年以上のすべての核種（セシウム 134、セシウム 137、ストロンチウム 90、プルトニウム、ルテニウム 106）を考慮して、新基準値を設定しました。セシウムとそれ以外の核種では測定法が異なることから、放射性セシウムとの比率を算出し、全体として、限界被曝量を超えないように放射性セシウムの基準値を設定しています。岐阜県でもこれに基づき放射性セシウムについて分析しています。放射性ヨウ素についても基準値からは除外されましたが、引き続き測定しています。

Q.原発事故の影響は県内にもあったのでしょうか。

A.原発事故では、大量の放射性物質が大気中に放出されました。その後、当研究所では県内農産物の放射性物質検査を実施してきましたが、県内のハウレンソウ、米、牛乳からは放射性物質は検出されませんでした。その他の農作物で検出されたものでも数ベクレル/kg 程度とごくわずかで、健康への影響はないと考えられます。

Q.岐阜県の検査ではどのくらいの濃度まで放射性物質が測定できますか。

A.厚生労働省からは、検出限界値は基準値の1/5を担保するように通知されています。一般食品であれば20ベクレル/kg、牛乳及び乳児用食品については10ベクレル/kg、飲料水については2ベクレル/kg となります。当研究所では、昨年8月、放射性物質検査に対応するために、高純度ゲルマニウム半導体検出器（2台）を導入しました。この機械は測定に数十分から1時間と1検体あたりの時間はかかりますが、検出限界が2ベクレル/kg ~ 15ベクレル/kg 程度と高精度の検査が可能で、厚生労働省の検査基準に適合しています。

（執筆担当：食品安全検査センター）

緒方新所長のごあいさつ

当研究所は、県民の安全・安心な暮らしを確保するため、皆様が日々生活するうえで不可欠な食品、飲料水、生活用品、医薬品などの各種検査や調査研究を行っています。

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故から1年が経過しましたが、現在もなお、県民の不安を解消するため、県内産の農畜産物、県内流通食品、飲料水などの放射性物質検査を実施するほか、県内各所に設置されたモニタリングポストにより大気中の放射線量の自動測定を行い常時監視しています。

また、新型インフルエンザなど、県民の健康に多大な影響を及ぼす危険性のある感染症が、万が一発生した場合には、その拡大防止のための緊急的な検査を実施するため、所員一人一人が、日々技術研鑽に努めています。

この「ぎふ保環研だより」では、その時々保健・環境問題に関するトピックスを県民の皆様にわかりやすく解説してまいります。

ぎふ保環研だより

平成24年6月発行

編集・発行
岐阜県保健環境研究所

〒504-0838 各務原市那加不動丘 1-1
TEL 058-380-2100 FAX 058-371-5016
E-mail: c22614@pref.gifu.lg.jp
URL: <http://www.cc.rd.pref.gifu.jp/health/>

